

## 第9節 母体保護

### まえがき

母体保護法の前身である優生保護法は、昭和23年6月の第2回国会に提案、可決され昭和23年7月に公布され、人工妊娠中絶に対する指定医師の制度ができた。

指定医師の資格審査を民間団体である都道府県医師会が指定医基準に基づいて行うという他の法律と異なる特色を持っている。指定更新は2年毎に指定医基準に基づいて行う。

#### 1 母体保護法（優生保護法から改称）

本法の主旨は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防ぐとともに母体の生命健康を保護することを目的とした。

その後48年間本法は改定されることがなかったが、平成8年に優生思想が障害者を差別している部分のみを削除し、母体保護法と改称されたがなお多くの問題を抱えていて、先進国で最も遅れた生殖関連の法律になってしまったと言われており、今後女性の権利を大幅に認めた内容の抜本的な改正が行われようとしている。

#### 2 県医の母体保護に対する対策

- (1) 指定医基準に基づく新規申請者の資格審査と新規申請者他に対する講習（毎月）（母体保護特別委員会）
- (2) 指定医基準に基づく資格更新（隔年）（母体保護特別委員会）
- (3) 指定医研修会に対する協力（毎年）
- (4) 家族計画、母体保護法指導者講習会（日医、厚生省主催）に出席（毎年）
- (5) 人工妊娠中絶実施報告票の点検（毎月）（母体保護特別委員会）
- (6) 水子慰霊祭を神奈川県産科婦人科医会と共催（隔年）

- 3 指定医基準（神奈川県母体保護法取扱規則）  
平成8年8月 優生保護法が母体保護法に改正されたのを受け改訂

平成13年4月 資格、施設の面などで大きく改訂

#### 主な改訂点

- (1) 日本産科婦人科学会 認定医資格の有無による扱いが変わった。
- (2) 施設に入院病床数の設定がなくなった。
- (3) 設備をする医療機器が細かく定められた。
- (4) 資格更新時に日本産婦人科医会の研修シールを6枚以上必要とすることが明文化されたなどである。

#### 4 新規指定医師数の推移

昭和60年	22名	平成5年	25名
昭和61年	27名	平成6年	33名
昭和62年	25名	平成7年	22名
昭和63年	21名	平成8年	18名
平成元年	23名	平成9年	21名
平成2年	36名	平成10年	22名
平成3年	28名	平成11年	25名
平成4年	20名		

15年間の年平均は約23名で大きな変動はみられず推移している。

#### 5 指定医研修会

- (1) 日医生涯教育講座産婦人科医研修会（～平成6年）
- (2) 神奈川県母体保護指定医師研修会（平成7年以降）の名称で行っている。  
共催者 県医  
日本産科婦人科学会神奈川県支部  
日本産婦人科医会神奈川県支部  
開催地 川崎、小田原、茅ヶ崎または平塚、鎌倉または横須賀、相模原、横浜

- 6 水子慰霊祭  
 共催 県医、神奈川県産科婦人科医会  
 昭和60年9月1日 鎌倉 円覚寺  
 昭和62年8月30日 横浜 総持寺  
 平成元年8月27日 横須賀 良長院  
 平成3年8月25日 横浜 神奈川県医師会ホール（総持寺導師3名）  
 平成5年8月29日 横浜 神奈川県医師会ホール（総持寺導師3名）  
 平成7年8月27日 横浜 神奈川県医師会ホール（総持寺導師3名）  
 平成9年8月24日 横浜 ブリーズベイホテル（総持寺導師3名）

平成11年8月29日 横浜 ブリーズベイホテル（総持寺導師3名）

- 7 人工妊娠中絶実施報告の規制緩和  
 人工妊娠中絶実施報告の手続きがフレキシブルディスク（FD）での届出が可能となった。（平成11年6月）

規制緩和推進3ヶ年計画（平成10年3月31日閣議決定）の一環として、厚生省児童局より標記事項について依頼があったが、規格等体制が整っていない現状では実行は困難であり、体制が整う将来に実行を検討することとした。

（八十島唯一）

## 社団法人神奈川県医師会母体保護法指定医師取扱規制

県医規則第34号  
 昭和58年9月1日  
 平成9年2月27日一部改正  
 平成12年2月17日一部改正

社団法人神奈川県医師会母体保護法指定医師取扱規則を次のように定める。

（趣旨）

第1条 この規則は、母体保護法（昭和23年7月法律第156号）第14条に定める指定医師（以下「指定医師」という）に関し必要な事項を定める。

（申請の手続）

第2条 指定医師（設備変更・移転を含む）になろうとする者は、次に掲げる書類に審査料を添えて都市医師会長を経由して神奈川県医師会に提出するものとする。

ただし、非会員にあっては直接神奈川県医師会長に提出するものとする。

### 2 母体保護法による指定医師申請等の書類

- (1) 指定医師申請書（様式1号）
- (2) 履歴書（様式2号）
- (3) 診療施設の平面図及び付近の見取図
- (4) 母体保護法施設機器一覧（様式6号）
- (5) 構造設備使用許可証

- (6) 救急時の後方医療機関の承諾書（様式7号）
- (7) 誓約書（様式3号）
- (8) 同意書（様式5号）

(9) 日本産科婦人科学会の認定医の場合は、「認定医証」の写し。日本産科婦人科学会の認定医ではなく、医師免許取得後5年以上経過しており、産婦人科の研修を3年以上受けたものは、主任指導医の発行する「指導証明証」（様式4-1号）並びに「研修症例実施報告書」（様式4-2号）

- 3 指定医師が継続して指定を受けようとする場合は、母体保護法による指定医師更新申請書（様式10号）誓約書（様式3号）および更新手数料を添え都市医師会長を経由して神奈川県医師会長に提出するものとする。

ただし、非会員にあっては直接神奈川県医師会長に提出するものとする。

- 4 前2項の申請書を受理した都市医師会長は、その適否について意見を附し、本会に送達するものとする。

（申請の処理）

第3条 神奈川県医師会長は、前条による申請書を受理したときは、母体保護委員会（以下「委員会」という）にその適否を諮問するものとする。

（会長への答申）

第4条 委員会は、前条の諮問を受けたときは第

## 第2章 神奈川県医師会の主要活動

5条の指定基準にのっとり、申請者の指定又は更新の適否について神奈川県医師会長に答申する。答申は出席委員の過半数によってきめる。

(指定基準・登録)

第5条 指定医師は、人格・技能及び設備の3点を考慮して適格者について指定・登録する。

(人格)

第6条 指定医師は、母体保護法を遵守し、指定医師としての責任を負い品位を保ち義務を履行し得るものであることを要する。

(技能)

第7条 日本産科婦人科学会認定医の資格を有するもの、又は医師免許取得後5年以上経過しており産婦人科の研修を3年以上受けたもの。

2 日本産科婦人科学会認定医でないものにあつては、研修期間中に30例以上の人工妊娠中絶手術又は流産手術の実地指導を受けたもの。ただし、流産手術の数は半数以下にとどめるものとし、指導証明書並びに研修症例実施報告書を必要とする。

(設備)

第8条 医療施設は緊急処置が行いうる救急体制を備え、入院設備を有すること。なお、設備機器等については、別に定める。

原則として医師は複数の施設の指定医師を兼ねることはできない。

(就業および施術場所)

第9条 指定医師は、指定を受けた医療機関以外では施術することができない。ただし、結核療養所・精神病院または伝染病院等において入院中の患者に施術する場合はこの限りでない。

(研修機関の条件)

第10条 指定医師が指定を受けるための研修機関は、医育機関のほか、次の条件をみたす病院とする。

- (1) 臨床経験8年以上の指定医師である産婦人科指導医を2名以上有すること。
- (2) 基準として年間の開腹手術数50以上、分娩数200以上を取り扱うものであること。

(指定処理)

第11条 神奈川県医師会長は、委員会の答申によって指定の可、不可を決定し、その結果を都市医師会長及び本人に通知する。

(指定医師の遵守事項)

第12条 指定医師は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 人工妊娠中絶手術の適応を遵守すること。
- (2) 母体保護法第25条に定める中絶手術の届出の正確を期すること。
- (3) 医師会及び産婦人科専門団体の行う研修を受講すること。
- (4) 術後の受胎調節及び正しい家族計画の指導を実施すること。

(指定の更新)

第13条 指定医師の更新は2年毎に行うものとし、第5条の指定基準ならびに第12条の指定医師の遵守事項にてらし、不適格と認められるときは再指定を行わない。更新手続きは日本産婦人科医会受講シール6枚以上を必要とする。

(指定の失効)

第14条 次の事項に該当する場合は、指定の効力を失うものとする。

- (1) 当該医療機関における診療を中止したとき。
- (2) 当該医療機関の設備に関し、規定の要件を欠くに至ったとき。
- (3) 更新の手続きをしなかったとき。
- (4) 本人の申出により指定医師を辞退したとき。

(指定の取消又は停止)

第15条 神奈川県医師会長は次の場合、委員会に諮り指定の取消又は停止することができる。

- (1) 不正の手段によって指定を受けたとき。
- (2) 指定医師としての義務を履行しないとき。
- (3) 指定医師としての体面を著しく棄損する行為があったとき。
- (4) その他、重大な不適格条件が発生したとき。

(指定更新の却下、指定の失効、取消又は停止の処理)

第16条 神奈川県医師会長は、前3条の定めにより指定更新の却下、指定の失効、取消又は停止を決定したとき、これを都市医師会長

及び本人に通知する。

(不服申立の処理)

第17条 指定の却下、取消又は停止に関し不服を有する者は、第11条または第15条の通知をうけた日から30日以内に神奈川県医師会長に不服を申立ることができる。

2 神奈川県医師会長は、前項の申立をうけたときは別に定める母体保護法不服審査委員会に諮問しなければならない。

(不服審査委員会)

第18条 指定に関して不服を有する医師に対し、公正にその意見を徴して審査を行うため、神奈川県医師会内に母体保護委員会とは別個の不服審査委員会を設ける。

神奈川県医師会長は、不服審査委員会の審査結果に基づき不服申立に対する措置を行う。

(指定期限の始期)

第19条 指定医師の指定期限は、昭和23年11月1日から起算して2年毎に更新し、期間途中で指定を受けたものについてはその残存期間とする。

(会長への委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、指定医師取扱に関し必要な事項は、神奈川県医師会長が委員会に諮って定める。

附 則

1. この規則は昭和58年9月1日より施行し、昭和46年4月1日制定の神奈川県医師会優性保護法指定医師の指定基準は廃止する。
2. この規則施行の際、現に指定医師であるものは、この規則によって指定されたものとみなす。
3. この規則は、平成9年4月1日より施行する。
4. この規則は、平成12年4月1日より施行する。

委員会委員名簿

長：委員長 副：副委員長 委員 任期途中交替

医師会名	氏名	S60～	S62～	H元～	S3～	H5～	H7～	H9～	H11～
横浜市	安達 健二	副	副	長	副	副	副	副	長
	加藤 智正								
	門脇 秀夫								
	太田 徹								
	多和田金雄								
	八十島唯一								
	近藤 襄								
川崎市	住吉 好雄	副	副	長	副	副	長	長	副
	長谷川 進								
	浜野 穆								
	柏原 正和								
	高崎 光正								
	川嶋 利哉								
	原田 輝武								
相医連	栗山 覚	長	長	副	長	長	副	副	副
	砂田 裕和								
	根本 孝								
	針谷 成夫								
	白須 義雄								
	永井 収三								
	田所 文夫								
	関口 允夫								
	小杉 茂								
	斎藤 真								
後藤 忠雄									
熊谷 之孝									
西脇 俊幸									